

●香川県告示第66号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、令和2年香川県告示第77号に係る都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月19日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 施行者の名称  
坂出市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
坂出都市計画道路事業 3・6・23号 駒止大池線
- 3 事業施行期間  
令和2年3月24日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
坂出市元町一丁目、駒止町一丁目及び文京町一丁目地内
  - (2) 使用の部分  
坂出市元町一丁目、駒止町一丁目及び文京町一丁目地内